○農林水産省告示第二百二十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

福島県野辺沢山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域

福島県喜多方市熱塩加納町相田字野辺沢山甲一一七一番一一　標柱一号から九号まで

○農林水産省告示第二百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年九月一日　第九号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

インスティテュート　フォ　マーケットエコロジー　スイス　ヴァインフェルデン　ＣＨ八五七〇　ヴェストシュトラーセ五一

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

スイス　ヴァインフェルデン　ＣＨ八五七〇　ヴェストシュトラーセ五一

○農林水産省告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区増沢二三五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市中里字大平山八の二、九の六、一七の七、一七の一四、一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区有浦二四九の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市小友町三六地割三七の二、六四、六六、六八から七三まで、二一六から二一八まで、二二一、二二五から二二八まで、二二九の一、二二九の二、二三一から二三三まで、二三五、二三六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三六地割三七の二・六四・六六・六八から七二まで・二一八・二二一・二二五・二二六・二三一から二三三まで・二三五（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字市野々原二の五、一〇の三（次の図に示す部分に限る。）、四二の一、一〇八の四八から一〇八の五〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字市野々原一〇の三、二の五・四二の一・一〇八の四八から一〇八の五〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦